

# 第101回定時株主総会資料 (交付書面省略事項)

## ●事業報告

「会計監査人に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

「会社の支配に関する基本方針」

## ●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

## ●監査報告

「会計監査人の監査報告」

「監査等委員会の監査報告」

第101期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

## 六甲バター株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 解任、不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当した場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任について検討し、解任又は不再任が妥当と認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

#### ①処分対象

太陽有限責任監査法人

#### ②処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

#### ③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用の状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

#### (a)決議の内容の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「企業行動基準」を定める。法令等の遵守については、その徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確立に向けて基本方針の策定、社内体制およびルールの整備等についての審議を行うとともに、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進するものとする。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たないものとする。

#### (b)体制の運用状況の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「六甲バター行動基準」を定めています。法令等の遵守については、その徹底を図るため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、年1回「コンプライアンス拡大委員会」を開催し、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進しております。

### (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

#### (a)決議の内容の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、これに基づき、適切かつ確実に検索および閲覧可能な状態でもって定められた期間、保存・管理するものとする。

#### (b)体制の運用状況の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当社のグループウェアに「役員規程集」を保存し、取締役および監査等委員はいつでも閲覧できる状態にしております。

### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### (a)決議の内容の概要

「リスク管理規程」を定め、「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行う。また、重大な危機が生じた場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行するものとする。

#### (b)体制の運用状況の概要

当社は、緊急事態対応マニュアルを策定し、重大な危機が生じた場合には社長を本部長とする危機対策本部を立ち上げ、迅速かつ適切に対応できるようにしております。

#### (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (a)決議の内容の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定をするものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執手手続きの詳細について定めるものとする。また、年次経営計画を策定し、全社目標ならびに部門目標を策定するとともにその進捗管理を行うものとする。

##### (b)体制の運用状況の概要

当社は、毎月定例の取締役会を開催するとともに、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論し、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにしております。また、常勤の取締役で月2回定例の役員会を開催し、より詳細な情報共有を行っております。業務の執行においては、各規程にてその責任、手続き等が詳細に定められております。目標の進捗等は取締役会にて定期的に報告し管理しております。

#### (5)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

##### (a)決議の内容の概要

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。また、その使用人への指揮命令は監査等委員会が行う。なお、その使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る職務を優先して従事するものとする。

##### (b)体制の運用状況の概要

当社は、現在監査等委員会のための補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査等委員会は内部監査室に所属する使用人に必要とする事項を命令することができます。当社は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査等委員会スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。また、その使用人への指揮命令は監査等委員会が行います。

(6)取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、法令ならびに「監査等委員会規則」および「監査等委員会監査基準」等にもとづき、監査等委員会に報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。なお、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査等委員会は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、取締役および使用人から速やかに報告を受けております。当社の監査等委員は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制となっております。当社は、当社の役職員が当該報告をしたことを理由として、当該役職員に対し不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(7)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

(a)決議の内容の概要

監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求に応じ、これを処理しております。

(8)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

監査等委員は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および

効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査等委員は、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めています。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務が遂行できる体制となっております。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)決議の内容の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価および有効性向上のための取り組みを行うものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的計画および方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

## 会社の支配に関する基本方針

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は社是「和」の意志のもと、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」を経営理念として定めており、この経営理念実現のため、世界中の人たちにおいしい食文化を届けること、地域や社会に密着して大切な地球環境を次の世代に伝えることを事業活動の中心としております。

当社は、これまでも「開発先導型活力企業」を掲げて、世界初のスティックチーズの開発・発売や、日本初の個包装スライスチーズの開発・発売など、新しい食文化を提供し続けてきており、「Q・B・B」ブランドを確立しました。当社は、今後もさらに新しい価値の創造に挑戦し、顧客と社会に最高の品質と最高のおいしさを提供していくことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

このような当社の企業価値は、常に最高の品質とおいしさをお届けできるよう、全役員・従業員が最高のチームワークで働くことにより、創造されてきたと考えております。そしてその価値の源泉は「人と企業風土と技術力」にあり、この源泉は当社の定めた「六甲バターフィロソフィ」や「六甲バターサステナビリティ宣言」により、全ての役員及び従業員が共通の価値観を持ち、一丸となって価値の創造を積み重ね、喜びを分かち合うことで生み出され、受け継いできたものであります。

この「人と企業風土と技術力」は、現在の当社の顧客や社会と安定的かつ強固な信頼関係を築いてきた源泉でもあり、これらを投入して行う事業活動は、これからもステークホルダーや地球環境の共通の利益に資すると考えております。当社は、“「おいしい」で未来を健康に”というサステナビリティ宣言を実現するために、「生活者・地球環境・従業員・地域社会」という4つのステークホルダーに対するアクションプランを定めており、これらの宣言・アクションプランに沿った行動をすることで、経営理念の実現を目指してまいります。

この当社の全役員・従業員が持つ共通の価値観は、企業価値の源泉を支える企業文化として今後も継承し続けていくべきと考えており、当社の事業活動を通じて生み出される新しい食文化の提供により、今後も当社の企業価値のさらなる向上と持続的成長を実現してまいります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営の最重要課題の一つと認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2024年2月21日開催の取締役会及び2024年3月28日開催の第100回定時株主総会の各決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。本プランによる、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要は、次のとおりであります。

#### （イ）本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するため、また、株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。



## (ロ) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。

買取者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社株主総会又は取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買取を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取り得る合理的な施策を実施します。

本プランに従った新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断につきましては、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとともに、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしております。

こうした手続の過程につきましては、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2024年3月28日開催の第100回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、その有効期間の満了前であっても当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

## ④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の基本方針の実現に資する特別な取組みにおける各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするこ

と等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランにつきましては、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足していること、第100回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されており、有効期間が約3年間と定められていること、本プランの発動の是非について基本的に株主の皆様の意思の確認をすることとしていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主の皆様の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で専門家等を利用し助言を受けることができること等により、その判断の公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2024年1月1日残高	2,843,203	800,000	1,722,897	2,522,897	1,317,001	19,100,000	5,423,203	25,840,204	△2,317,296	28,889,008
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△487,079	△487,079		△487,079
当 期 純 利 益							1,041,147	1,041,147		1,041,147
自 己 株 式 の 取 得									△375	△375
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△76,295		76,295	-		-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△76,295	-	630,362	554,067	△375	553,691
2024年12月31日残高	2,843,203	800,000	1,722,897	2,522,897	1,240,705	19,100,000	6,053,566	26,394,271	△2,317,671	29,442,700

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年1月1日残高	1,174,113	33,524	1,207,637	30,096,646
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△487,079
当 期 純 利 益				1,041,147
自 己 株 式 の 取 得				△375
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	211,060	2,045	213,106	213,106
事業年度中の変動額合計	211,060	2,045	213,106	766,798
2024年12月31日残高	1,385,174	35,570	1,420,744	30,863,445

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

##### (2) その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。なお、取得価額と債券金額の差額のうち金利の調整と認められる部分については、償却原価法（定額法）による取得価額の修正を行っております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 商品及び製品

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 原材料

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (3) 仕掛品

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械装置 10年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の

年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理することとしております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員 of 賞与 of 支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 建物解体費用引当金

旧稲美工場建物等 of 解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用 of 計上基準

(1) 収益を認識する通常 of 時点

当社は、食料品 of 製造及び販売を行っております。この取引では、顧客と of 販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、取引 of 対価について履行義務 of 充足から概ね1年以内に受領しております。

(2) 顧客に支払われる対価・変動対価

収益は販売契約における対価から、リベート等 of 顧客に支払われる対価を控除して認識しております。

7. 外貨建 of 資産及び負債 of 本邦通貨へ of 換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日 of 直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計 of 方法

(1) ヘッジ会計 of 方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスク of ヘッジについて振当処理 of 要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ方針とヘッジ手段、ヘッジ対象

ヘッジ方針……………当社 of 内規に基づき為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用して  
おります。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の  
とおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

(3) 有効性評価 of 方法

為替予約取引については実需へ of 振当てを行っているため、その対応関係 of 判定をもって有効性 of 判定に代えております。通貨オプションについてはヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価しております。

## (重要な会計上 of 見積りに関する注記)

(未払販売促進費 of 見積り)

(1) 当事業年度 of 計算書類に計上した金額

見積計上を行っている未払販売促進費 1,418,013千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上 of 見積り of 内容に関する情報

当社 of 製品は、卸売業者から小売店に納入され、卸売業者が小売店へ販売した後、当社は卸売業者に売上割戻 of 支払いを行っております。当事業年度末に見積計上される販売促進費は、翌事業年度に、顧客である卸売業者に対して支払う売上割戻であり、卸売業者ごと、製品ごとに見積もった割戻単価に、当社が当事業年度に販売した製品 of うち、当事業年度末時点で卸売業者が保管する製品 of 数量を乗じて算定しております。

上記 of 卸売業者ごと、製品ごとに見積もった割戻単価は、卸売業者 of 小売店に対する販売施策や、卸売業者や小売店 of 販売計画を基礎として見積もられており、不確実性を伴います。

このため、未払販売促進費 of 見積りにおいて、当該販売施策等に著しい変動が生じた場合、翌事業年度 of 計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,758,773千円
2. 保証債務  
保証債務の内容及び金額は次のとおりであります。  
PT EMINA CHEESE INDONESIAの借入債務 (注) 377,739千円  
(注) 上記の債務保証は、三菱商事㈱による債務保証78,662百万インドネシアルピアのうち当社持分(49%)について再保証したものであります。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 136,338千円  
短期金銭債務 40,411千円

### 4. コミットメントライン契約及び財務制限条項等

(1)当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と2025年11月28日を期日とする弁済条件付のタームアウト個別貸付契約を締結しております。この契約に基づく借入実行残高は以下のとおりであります。

借入実行残高 3,000,000千円

なお、上記の契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- 各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2018年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70%の金額以上に維持すること。

(2)当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と2023年3月28日付でタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ契約の総額	10,000,000千円
借入実行残高	4,000,000千円
差引額	6,000,000千円

なお、上記の契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- 各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70%の金額以上に維持すること。
- 各事業年度の単体の損益計算書における経常損益に関して、経常損失が計上された決算期が2期連続していないこと。
- 各事業年度末日における単体の貸借対照表における現預金及び経常運転資金(売掛金+割引・裏書譲渡手形を除く受取手形+棚卸資産-買掛金-設備支払手形を除く支払手形)の合計金額が、当該決算期の終了後最初に到来する3月末日におけるファシリティ総貸付極度額以上であること。

5. 未払費用には、未確定債務として見積り計上を行っている販売促進費1,418,013千円が含まれております。

6. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（注）	13,338,531千円
契約資産	－千円
契約負債	－千円

（注）顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表のうち、電子記録債権に235,052千円、売掛金に13,103,479千円含まれております。

### （損益計算書に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	400,415千円
仕入高	244,331千円
販売費及び一般管理費	5,050千円
営業取引以外の取引による取引高	146,121千円

### （株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,452,125株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,969,196株

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

・2024年3月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

①配当金の総額 487,079千円

②1株当たり配当額 25.00円

③基準日 2023年12月31日

④効力発生日 2024年3月29日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

・2025年3月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 389,658千円

②1株当たり配当額 20.00円

③基準日 2024年12月31日

④効力発生日 2025年3月28日

（注）配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用につきましては安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は、基本的に内部留保資金で賄っておりますが、一部は銀行借入による間接金融により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、実需に基づいた取引の範囲内で行い、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、社内規程に従い取引先毎の期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格のあるものにつきましては、価格変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、支払期日が4ヶ月以内、未払費用は支払期日が1年以内であり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、資金繰計画を作成し管理しております。

短期借入金は、主に営業取引及び設備資金に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び通貨オプション取引であり、市場価格変動リスクを有しております。当該リスクに関しましては、その利用にあたっての取引相手先を信頼性の高い商社・金融機関等を契約相手とすることで信用リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理については、社内リスク管理規程に則り経営管理部によって行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券	2,817,135	2,817,135	—
資 産 計	2,817,135	2,817,135	—
デリバティブ取引(※3)	55,393	55,393	—

(※1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	53,792
関係会社株式	2,188,690
関係会社出資金	33,620

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類されております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
株式	2,354,842	—	—	2,354,842
債券	—	462,293	—	462,293
デリバティブ取引	—	55,393	—	55,393
計	2,354,842	517,686	—	2,872,528

#### (2) 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

為替予約取引は、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払費用概算計上額	555,767千円
退職給付引当金	423,540千円
有価証券評価損	338,857千円
減価償却資産	193,289千円
工場移転費用	83,522千円
未払金	78,818千円
建物解体費用引当金	76,569千円
その他の他	124,111千円
繰延税金資産小計	1,874,476千円
評価性引当額	△382,984千円
繰延税金資産合計	1,491,491千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△583,220千円
固定資産圧縮積立金	△547,054千円
前払年金費用	△321,905千円
その他の他	△17,394千円
繰延税金負債合計	△1,469,575千円
繰延税金資産の純額	21,916千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	今津(株)	大阪府守口市	35,000	食卸 品業	(被所有) 直接 1.83%	同社の役員兼任1名	製品の販売	製品の販売	625,450	売掛金	11
								-	-	未払費用	56,499

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 当社社外取締役(監査等委員)今津龍三氏及びその近親者が議決権の84.00%を所有しております。
- (2) 製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、随時価格交渉の上、一般的取引条件を勘案して決定しております。

## 2. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	三菱商事(株)	東京都千代田区	204,446,667	総合商社	(被所有)直接16.54%	同社の従業員兼任1名	売掛金の回収代行	-	-	売掛金	11,785,903
法人主要株主の子会社	デイリー・プロダクツ・ソリューション(株)	東京都港区	490,000	チーズ及びその他乳製品の製造販売業	-	-	原料及び商品の仕入	原料及び商品の仕入	8,439,371	買掛金	1,329,987

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 原料及び商品の仕入については、市場の実勢価格に沿って価格交渉の上、一般的取引条件を勘案して決定しております。

### (持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	2,188,690千円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,566,433千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	236,958千円

### (収益認識に関する注記)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は食料品の製造・販売業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益（全て一時点で移転される財又はサービス）の分解情報については、以下のとおり部門別に記載しております。

(単位：千円)

	部門別売上高			合計
	チーズ	ナッツ	その他	
顧客との契約から生じる収益	41,942,369	636,933	344,772	42,924,075

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「重要な会計方針に係る事項の「6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,584円 13銭
- 1株当たり当期純利益 53円 44銭

## (重要な後発事象に関する注記)

ベトナムにおける現地法人設立

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、ベトナムに現地法人を設立することを決議いたしました。

### 1. 設立の目的

当社は、「中期経営計画2027」の戦略に掲げる海外事業成長戦略に基づき、今後も成長が期待できるアジア領域での事業展開の強化を図っております。

海外事業成長戦略においてベトナムは経済成長が著しく向上し、人口増加とともに中間所得層が拡大しており、食文化の欧米化も進む中でチーズ市場が拡大して今後も更なる成長が期待されます。

これまでの日本からの輸出実績を踏まえ、ベトナム市場にプロセスチーズの製造販売拠点を設立し、これまで培った開発提案力、高い品質や供給力を活かして既存需要の獲得と新たな需要の創出に取り組むことで事業拡大を推進してまいります。また、ベトナム国内に加えて周辺国への展開も視野に入れ、早期に事業を拡大することで、チーズ事業のグローバルな成長を促進してまいります。

### 2. 現地法人の概要

- (1) 名称 QBB ASIA COMPANY LIMITED (予定)
- (2) 所在地 未定
- (3) 代表者 未定
- (4) 設立年月 2025年4月 (予定)
- (5) 資本金 1,935億ベトナムドン (約12億円)
- (6) 資本構成 六甲バター株式会社 (100%)
- (7) 事業内容 ベトナムでのプロセスチーズの製造・販売

### 3. 業績に与える影響

本件に伴う当社の業績へ与える影響は軽微であります。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

六甲バター株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 吉 永 竜 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、六甲バター株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

六甲バター株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 國 宗 勝 彦 ㊟  
監査等委員 今 津 龍 三 ㊟  
監査等委員 早 川 芳 夫 ㊟

(注) 監査等委員今津龍三及び早川芳夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。